

【誓約事項】

- ・本事業は、国や地方公共団体等が実施する他の制度による補助を受けておらず、今後受けることもありません。
- ・交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合、補助金を返還します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員等に該当しません。
- ・事業実施前後に関わらず、市が必要に応じて現地確認を行うことに同意し、実態調査や事業の成果の発表、事例集の発行等を行う場合には協力します。
- ・「申請の手引き」及び当補助金の交付要綱を確認し、制度の概要や手続きについて理解しています。